

石川県公報

令和6年11月12日

第13757号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告	監 査 委 員
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 1	○定期監査結果公表 1
	○財政的援助団体等監査結果公表 3
	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 4

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和6年11月12日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市内日角ヲ17番1から17番4まで、ワ105番1から105番11まで、107番1から107番3まで、108番1から108番27まで、113番1から113番13まで、115番1から115番25まで、122番1から122番10まで、126番1から126番10まで、128番1から128番3まで、129番1から129番25まで、130番1から130番4まで、131番1から131番4まで、132番1から132番5まで、133番1から133番4まで、143番1から143番14まで及び水路の無籍地の一部	道路 かほく市内日角ヲ105番1、107番2、107番3、108番1、113番1、115番1、122番1、126番3、129番1、129番23、130番1、131番1及び133番1 公園 かほく市内日角ヲ122番8及び143番2 緑地 かほく市内日角ヲ108番25及び126番2 調整池 かほく市内日角ヲ107番1、108番26、126番1、133番2及び133番4 水路 かほく市内日角ヲ113番12、126番9及び水路の無籍地の一部	金沢市八日市二丁目 656番地 株式会社アド・ホーム

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年11月12日

石川県監査委員 不破 大 仁
同 一 川 政 之
同 村 上 勝

同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
金沢西高等学校	令和6年9月27日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松警察署	令和6年10月3日	支出事務において、旅費を過大に支給し、後日返納させていたものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松県税事務所	〃	〃
金沢二水高等学校	〃	〃
金沢県税事務所	〃	支出事務において、電話料金の支払時期を遅延しているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
大聖寺警察署	令和6年10月7日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
加賀聖城高等学校	〃	支出事務において、地域手当が支給漏れとなつたものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
錦城特別支援学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
盲学校	令和6年10月15日	〃
白山警察署	〃	支出事務において、健康診断の委託料を二重払いしているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
松任高等学校	令和6年10月17日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢泉丘高等学校	令和6年10月21日	〃
ろう学校	〃	〃
こころの健康センター	令和6年10月22日	支出事務において、報償費の過払いがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		診断書交付手数料の収入事務において、領収した現金の指定金融機関への払い込みが遅延しているものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。

自治研修センター	令和 6 年 10 月 24 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務 事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松特別支援学校	令和 6 年 10 月 28 日	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、令和 6 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 12 日

石川県監査委員 不 破 大 仁
 同 一 川 政 之
 同 村 上 勝
 同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する令和 5 年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益社団法人石川県観光連盟	令和 6 年 10 月 1 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね 適正に処理されていると認める。
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金	〃	〃
公益財団法人奥能登開発公社	〃	〃
北陸エアターミナルビル株式会社	令和 6 年 10 月 3 日	〃
公益財団法人石川県林業労働対策基金	〃	〃
石川県高等学校体育連盟	〃	〃
公益財団法人石川県文教会館	〃	〃
公益財団法人石川県音楽文化振興事業団	令和 6 年 10 月 9 日	〃
公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター	〃	〃
一般社団法人石川県金沢食肉公社	〃	〃
公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会	令和 6 年 10 月 15 日	〃

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	令和6年10月21日	財産事務において、県と契約していた物品使用貸借契約の貸与物品を紛失していたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
公益財団法人大野からくり記念館	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人北陸大谷学園	令和6年10月28日	〃
公益財団法人山中漆器産業技術センター	〃	〃
加賀商工会議所	〃	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年11月12日

石川県監査委員 不破大仁
同 一川政之
同 村上勝
同 作田有子

(別紙)

経 第 1023 号
令和6年10月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財政的援助事務において、補助金交付決定通知書に定める条件並びに補助金交付要領の規定に違反した事務処理があったにも関わらず、申請者に適切な指示・指導等を行っていなかった。 今後、このようなことがないように注意すること。	経営支援課	今後、同様の財政的援助事務を実施する場合には、補助金交付要領等を遵守し、申請者に適切な指示・指導を行うことを周知徹底する。

大 事 第 97-2 号
令和6年10月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、現金で領収し	大阪事務所	財務規則の規定を改めて所内職員に周知・徹底すると

た寄附金を現金出納簿に記載してい
なかつたものがあつた。
今後、このようなことがないよう
注意すること。

もに、チェック体制強化のため、決裁時に現金領収事務に
関するチェックリストを添付することとし、担当者や決裁
者等複数人で確認することとした。

大事 第 97-2 号
令和 6 年 10 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 6 年 9 月 27 日付け石監査第 311-1 号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地
方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、見積徴収後に 支出負担行為何を起案し、決裁を受 けているものがあつた。 今後、このようなことがないよう 注意すること。	大阪事務所	契約事務に関する「会計事務の手引き」や財務規則の規定 を改めて所内職員に周知・徹底するとともに、チェック 体制強化のため、支出負担行為何の起案日、見積徴収日を 記載する確認表を作成して、起案者と担当係長等複数人で 確認することとした。

東 京 第 45 号
令和 6 年 10 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 6 年 9 月 27 日付け石監査第 311-1 号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地
方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、事務所スペー スを借受財産として管理せず管財課 への報告を行っていなかった。 今後、このようなことがないよう 注意すること。	東京事務所	今後は、財産の取得後、速やかに異動報告を行うととも に、財務規則等の規定を周知・徹底し、複数職員による チェックを実施することとする。

農 研 第 809-1 号
令和 6 年 10 月 21 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 6 年 9 月 27 日付け石監査第 311-1 号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地
方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、通信運搬費の 支払いにあたり資金前渡口座に支出 した金額が誤っていたものがあつた。	農林総合研究 センター	担当者が毎月の請求額をマーカーで印付けし、請求金額 の確認を徹底する。 また、書類審査確認者（課長、次長、所長）においても

今後、このようなことがないように
十分注意すること。

担当者同様の確認作業を徹底し、チェック体制強化を図る
こととした。

農研第809-2号
令和6年10月21日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、納人毎に発行すべき現金領収書を複数人分まとめて発行していたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	農林総合研究センター	納人毎に発行することを関係職員に周知徹底するとともに、出納員又は現金取扱員が記載内容を確認して発行することとした。

小明高第30-1号
令和6年10月16日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、消耗品費を過払いしたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	小松明峰高等学校	担当者による支払金額すべての桁の確認作業を徹底する。また、書類審査確認者(係、事務長、校長)においても担当者同様の確認作業を徹底し、チェック体制強化を図る。

小明高第30-2号
令和6年10月16日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、工作物を取得した際の管財課長への報告が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	小松明峰高等学校	担当者により営繕工事完了後、公有財産引継書と新規工作物の突合確認作業及び現物確認を徹底する。また、事務長及び校長においても担当者同様の確認作業を徹底し、チェック体制強化を図る。

南加土第1540-1号
令和6年10月17日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、需用費を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	南加賀土木総合事務所	請求内容と納品された現物の確認を、書籍を注文した担当者だけでなく、庶務で必ず現物確認し、二重請求が起きないようにします。

南加土第1540-2号
令和6年10月17日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電気料の支払いにあたり資金前渡口座に支出した金額が誤っていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	南加賀土木総合事務所	支出前の計算チェックに関して、必ずダブルチェックを行い、単純な入力間違いを防ぐこととします。

南加土第1540-3号
令和6年10月17日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、樹木を取得した際の管財課長への報告が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	南加賀土木総合事務所	今後、寄附受納にあたっては、速やかに公有財産台帳への記載を行う等必要な手続きを行うこととします。

南加土第1540-4号
令和6年10月17日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	南加賀土木総合事務所	公用車の運行に際しては、交通関係法令を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 また、安全運転等の推進を図るべく、毎年県庁で開催されている「自動車運転技術向上研修」を事故の当事者や若手職員に受講させるなど、職員への交通安全に向けた取り組みも行います。 今後とも交通事故がないよう努めていきます。

南加土第1540-5号
令和6年10月17日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	南加賀土木総合事務所	公用車の運行に際しては、交通関係法令を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 また、安全運転等の推進を図るべく、毎年県庁で開催されている「自動車運転技術向上研修」を事故の当事者や若手職員に受講させるなど、職員への交通安全に向けた取り組みも行います。 今後とも交通事故がないよう努めていきます。

工 試 第 799 号
令和6年10月15日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、テレビほか廃棄の際のリサイクル料金を、産業廃棄物収集運搬業者に支払っていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	工業試験場	支出に関する事務について知識を深め、前例がない事務を行う場合には出納室に相談するなどして、再発防止に努める。

保 環 第 1120 号

令和 6 年 10 月 21 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 6 年 9 月 27 日 付け石監査第 311-1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
食品薬品科学試験室から出火する火災事故が発生していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	保健環境センター	機器使用の際に注意事項を確認して使用することを徹底するとともに、全職員に本事故について周知した。

金 錦 第 25 号

令和 6 年 10 月 17 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 6 年 9 月 27 日 付け石監査第 311-1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、扶養手当を誤って支出しているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	金沢錦丘高等学校	今後、職員から手当に関する申告を受理した際は、「対応すべき事」をリスト化、マニュアル化し事務処理にあたる。 また、定期的に全職員の手当を精査・確認することで再発防止の徹底を行う。

金 教 第 1119 号

令和 6 年 10 月 15 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 6 年 9 月 27 日 付け石監査第 311-1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
通勤手当の支出事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	金沢教育事務所	今後は、通勤手当認定簿の金額と支出調書の金額に相違がないことを担当者、総務課内職員等によるダブルチェックを徹底し、あわせて学校事務職員等にも例月の給与明細の確認をするよう周知する。

大 実 高 第 13 号

令和 6 年 10 月 7 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 6 年 9 月 27 日 付け石監査第 311-1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地

方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、債権者を誤って旅費を支出したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	大聖寺実業高等学校	担当職員と、他の職員が組織内で互いに綿密に精査することを強化することにより、誤りの無いよう支払い事務の執行に努めるよう指導を徹底しました。 今後は、このようなことがないよう、十分注意します。

リハ第166号

令和6年10月10日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、通信運搬費の支払いにあたり資金前渡口座に支出したが、引き落としされず戻入し、支払い時期を遅延していたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	リハビリテーションセンター	債権者との意思疎通がうまくいかずに今回の事態を招いた。今後は、出納員・担当者が支払方法を十分に確認を行い、再発防止を図る。 今後、このようなことがないよう、十分注意します。